総務委員会会議録

令和4年8月5日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:47

【案件】

- 1. 入札制度について
- 2. 情報発信について

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。提 出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

「令和4年度 建設工事の入札執行状況」につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

「入札制度について」の1ページをお願いいたします。この資料は、令和4年6月末までに 執行いたしました工事契約落札率別内訳表で、設計金額が130万円越えの工事請負契約案件 について、落札率別に記載したものでございます。入札件数の合計は20件、契約金額の総額 は3億9490万円で、平均落札率は91.48%となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。この資料は、令和4年6月末までに執行いたしました条件付き一般競争入札の実施状況でございます。6月末までに6件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が4件、建築一式工事が2件となっております。6件のうち変動型最低制限価格方式2件を除く4件中4件が、最低制限価格で応札がなされ、4件中4件がくじ引により落札者を決定しており、平均落札率は90.96%となっております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。これは、等級区分の0クロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札の執行状況で、0月末までに02件実施しておりまして、平均落札率は00. 00.

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

ただいま入札の報告を受けたんですけど、飯塚市の入札の現状において、入札においての課題とか、そういうものを考えておられましたら教えてください。

○契約課長

契約課としましての課題は様々ございますが、中でも予定価格、それから最低制限価格を事前公表としていること。また、そのことによりまして、最低制限価格で応札する業者同士のくじ引による落札者の決定といった案件が多く見られることなどが課題としてございます。

○深町委員

先ほども4件中4件がくじ引ということで、この辺は企業努力とか、そんな運任せみたいな、 発注の仕方になって、何かこうもう少し、市民の方からこのままでいいのかという声も大分聞 きますので、何か課題を解決すべき、本市の入札が透明性のあるものですね。そういうことに 市民の方が納得できるような入札方法をもうちょっと、しっかり考えてもらったらどうかなと いうふうに思っております。今後の検討よろしくお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○小幡委員

これは全部電子入札で行って落札業者が決まったということでよろしいんですか。

○契約課長

今回のこの工事につきまして、電子入札については工種を定めていまして、その案件のないようなものについては、電子入札で行っておりませんが、この工事につきましては、全て電子入札で行っているものでございます。

○小幡委員

委員長、全般の質問もよろしいんですかね。ちょっと全般について、今日は契約課しか来ていないので、この総務委員会では、工事の入札の報告は、いつもいただくんですよね。議会承認が必要とする案件と、そうでないやつも含めて、建築工事・土木工事とか、そういった建設に関わる入札の結果報告は受けておりますが、先だっての本会議では上程されていました移動式の観覧席とか、ああいう物品納入に関しての結果報告とか、入札状況とかいう報告は、入札制度を扱っている総務委員会では、なかなか議会承認が必要とする物品の納入が少ないのだとは思いますが、今回ちょっと建築・土木一式工事とかいう建築に関わる入札ではなくて、物品納入に対する入札制度について、ちょっと何点かお聞きしたいんですけれども。今日はちょっと移動式観覧席においては、スポーツ振興課が担当していて、担当課長が今日はここには来ていないので、何問か質問があったんだけど、それは後日回答いただくというようなやり方でも、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:05

再 開 10:11

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

分かりました。特にちょっと入札制度について、物品納入の入札制度についてお尋ねしましょう。物品購入で議会の承認が必要な案件が6月議会の最終日に審議されて可決しております。可決したことがいいとか、悪いとかの話ではなくて、所管の委員会での質問もあって、本会議でもそれぞれ質問があったんですけれども、入札制度としてちょっと疑義があるので何点かダブって質問するところがあるかと思いますが、答えられる場合はお答えください。答えられない場合は、後日といたします。

そういうことで先ほど申しました新体育館の移動式観覧席なんですが、最近の物品納入では、額としては大きな7843万円でしたか。かなり大きな額の入札が行われたんですけれども、物品納入の入札の質問に関わっておりますので、2年前の新体育館の建築工事の入札のときに、第1回目が不調、第2回目が不調、3回目で落札した経緯がありまして、本会議場で第1回目から第3回目までの入札時での予定金額をお尋ねしたんですよね。第1回目が28億4800万円ぐらいで不調になったと。2回目が28億4700万円、それでも不調になったと。3回目が30億6千万円で、落札したんだけど、この1回目と2回目と3回目の流れの中で、説明を受けたのに1回目に含まれていた工事の中に、本体工事のほかに、外構工事が1つと壁面収納式の移動式観覧席が1つ、それと移動式観覧席が1つ。この3つを1回目の本体工事の中に入っていましたよね。そのそれぞれの予算というのは、分かりますか、契約課のほうで。

○契約課長

契約課においては、把握しておりません。

どうしてもその外構工事と壁面収納付の移動式観覧席と移動式観覧席ね。最後の移動式観覧席だけ物品納入でやったもんですから、それぞれの予算を知りたいんですよね。なぜかと言いますと2回目は今申し上げた3つを削除したんですよ。削除することによって何億円分削除したのかというのを知りたいね。2回目の入札を行ったんですよ。そのときの額が1回目と2回目は、ほぼ28億円台で変わらないんだよね。本来は数億円外したにもかかわらず、2回目は予定額が変わらないと。ということは、何を増工して、どの部分だけが、プラスになって2回目の入札をしたのかというのを知りたい。3回目になりますとここで初めてその先ほど申した外構工事と壁面収納式移動観覧席と、移動式観覧席を、3回目は2回目に外した分を戻しましたと私たちは聞いていたんですよ。それで、さきの本会議でその3つは戻していないよと。移動式観覧席だけは、外して別途工事といたしました、今回の物品納入で入札いたしますということを聞いたんだけど、この総務委員会で、新体育館の入札の状況等の説明を受けたとき、契約課として、どの時点で今おっしゃる、外構工事、壁面収納式移動式観覧席、当時の移動式観覧席だけは戻していませんという報告は、いつされたのか、もしくは、ほかの所管の委員会で説明されたのか、その点を聞きたいんですけれども。正確に説明されましたか。

○契約課長

新体育館工事につきまして1回目、2回目、3回目とあっておりまして、不調になって、それがまた2回目に移るというところで、契約課としましては、1回目に不調になりましたら、工事の担当課のほうにそれを戻して、再度また見直しがあった後に、2回目の契約の依頼というのが上がってくるような形になりますので、どの時点でどのような物が外されてということについては、把握をしておりません。

○小幡委員

契約課として把握していないので、我々に把握してなかったから説明しなかった、説明できなかったという、答弁なんですか。

○契約課長

報告につきましては、新体育館につきましては3回目で、契約が成立しまして、その契約について議案として上げて、報告を差し上げておりますので、それ以外について、その経過というのは、報告は行っておりません。

○小幡委員

いや課長、それは違うよ。1回目不調になったときに、入札制度でなぜ不調になったのかと、この委員会で尋ねているんだよ。2回目、このようにして行いますという報告を受けていたんだよ。2回目もまた不調になったから、委員会でなぜにまた不調になったのかと、随時質問して答えているのに、報告していないということはないでしょう。それは今、間違いじゃない。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:18

再 開 10:20

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほどのご質問につきましては、議事録を確認しないと、分かりませんので、ちょっと時間 をいただければと思います。

○小幡委員

それは了承しましょう、議事録をちょっと確認してください。なぜこういう質問をするのか というと総務委員会のメンバーで、正確に、外構と今3つ言いましたよね。外構と壁面収納式 の移動式観覧席と通常の移動式観覧席。これが、1回目の入札が不調になって2回目は外しま

したと聞いたんだよ、まずは。3回目はそれを戻しましたしか聞いていないわけよ。外構工事 と椅子を戻しましたと。協働環境委員会でも、ちょっと市長が変わった名前をつけて可動式と 言ったのかな。そういう椅子を戻したという答弁されていますが、3つという表現をさせても らえば、外構を含めてね。3つ全部を戻したときの予算と、2つしか戻せないときの予算と、 我々は分からないまんま、数字を見て承認しているんだよ。2年後に戻せませんでした、約 8千万円ぐらいはまた別途いりますというのは、虚偽事項になるのではないかと私は思うわけ です。2年前にオーケーしたときには、本来8千万円は、別にまた別途工事として出すという ことは、新体育館全体の予算の中からは、その8千万円近くが、また経費として必要というこ とでしょう。だからこの総務委員会のメンバーは、正確にそれが戻ったという認識した委員は、 当時いなかったと私は思うんですよ。分かりますか。私もその1人で、外構工事と、外した椅 子は戻した、それで3回目やりますということだったからね。そうばいねと思っていた。だか ら1回目と3回目は同じ条件で入札が行われたと思った。ただし、額が28億円から30億 6 千万円になっているので、その差額は何と、聞いたことがありますよ。市場価格と予算との 乖離があったので、そこら辺の数字の調整をしましたというような答弁をいただいていますが、 そこのところがちょっとしつこくなって申し訳ないが、ちょっと議事録を確認して、どの場で、 委員会で報告しているのかをちょっと確認してください。

次に行きますけど、契約課としては、新総合体育館の入札に当たって、所管から書類が来て、 入札は行うんだろうけど、そのとき各細かい明細の金額というのは把握していないということ でいいんですか。

○契約課長

工事の執行伺いが起案されて、契約課のほうに配付された時点で設計書の、金額の入った設計書というのがついておりますので、そこで見れば把握は可能だと思います。

○小幡委員

そうですよね。そうではないと、チェックができないからね。今回、契約課がチェックしたかどうかは別にして、今申した本体工事の中に、外構工事と壁面収納式の移動観覧席と、移動式観覧席、これはそれぞれ第1回目には、予算の金額に入っていたはずなんですね。この予算の金額というのは、どこからどのようにして、予算を組んだか分かりますか。

○契約課長

その金額については、ちょっと分かりません。

○総務部長

予算計上につきましては、各所管がそれぞれ予算を計上して、そして予算に上げて、それぞれ所管の委員会あたりの審査を受けた中でこういう予算を議決するという流れになっておりますので、予算の組み上げ方とか、どういった形で組んだかということは、ちょっと要は契約課のほうでは、全容は把握しておりません。

○小幡委員

契約課のほうでは、数字は分かるけれども、どのようにして予算を組んだかまでは分からないという答弁ですよね。それは、建築課であったり、所管するスポーツ振興課であったり、そこら辺に尋ねればいいということだね。今日はメンバーがいないので、後日尋ねるということにしましょうかね。分かりました。

本会議でこの移動式観覧席についての予算は、どのように決めたのだと、今度は移動式観覧席のみね。所管の課長がメーカー見積りの8掛けとしましたという答弁があるんですよ。これも所管課がいないので、尋ねられないんだけど、そこのメーカーがどこだったのか、なぜ8掛けにしたのかとかいうのは、契約課のほうでは分からないですね、分かれば答えてください。

○契約課長

契約課では把握しておりません。

物品納入、通常の物品納入で予算を組むときに普通、物を買おうとしたときには、数者から 見積りを通常取るでしょう。今回の移動式観覧席は、何者から見積りを取ったのかというのは、 分かりますか。

○契約課長

2者から取っております。

○小幡委員

その2者は、メーカー2者。ちょっと答弁が違かろう。

○契約課長

通常物品で、参考見積りを取る場合については、応札、入札に参加する業者になりますので、 市内業者から取っております。

○小幡委員

課長、一般の物品納入は分かるんだよ。今回のような移動式観覧席が、答弁の中でメーカーから見積りを取ってその8掛けにしたのを予算化したという、そのメーカーは数者だったのか、1者だったのか。通常の物品の場合は、今課長が言うように、今さっき言ったように、タブレットは地場業者が持っていないではないですか。メーカーがあるではないですか。その場合はたった1者から取るのか、通常2者から、複数者から取るのかというのを聞いているんですよ。○契約課長

今、言われましたタブレットとか、そういうものにつきましても、参考で見積り取る場合は、 市内の業者から取っておりますので、それと同様と考えています。

○小幡委員

了解しました。一般の物品納入のほうには、それでいいかと思うね。今度の移動式観覧席は、メーカーから取ったということだったので、それは契約課のほうとしては、どこのメーカーから取ったのか、何者から取ったのかというのは、把握していますか。

○契約課長

契約課に契約の依頼のあったものについては、市内業者の参考見積り書の添付がございましたので、どこのメーカーの物という把握はしておりません。

○小幡委員

ちょっとかみ合っていないんだけど、予算組みのときは、メーカーから取りましたという答弁があるんですよ。その定価の8掛けにしましたという答弁があるんですよ。その8掛けにしたメーカーの見積りは、1者なのか2者なのかとかいう、複数者なのかというのを課長は契約課として把握しているのか。しているのか、していないのか。していないとすれば、どこに聞いたらいいのかを私は尋ねているんです。

○契約課長

申し訳ございません。今、入札のときのことで答弁しておりますが、予算のときにどこから 見積りを取ったのかということについては、契約課は把握しておりません。

○小幡委員

契約課としては把握していないんだよね。だから所管のどっかの課が取ったんでしょう。それが分からないのと、1者か、2者か分からないのと、どこのメーカーから取ったのかとか、いつの時点、何月何日に見積りをいただいたというのは、契約課は分かりませんね。それだけ答えてください。

○契約課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

ということは、また所管に尋ねますが、部長その所管はどこになりますか。

○総務部長

予算計上の際の見積りを取ったところということですのでスポーツ振興課か、建築課になる と思います。

○小幡委員

ここでは分からないと思うんだけど、所管の課がメーカーとして何者から取ったのかとかね。 いつ取ったのかとか、それを導入に当たって選考委員会というか、そういうのが開かれたのか と。開かれたとすれば、いつだったのかとかいうのも、ここでは分かりませんか。

○契約課長

分かりません。

○小幡委員

今度はメーカーから予算を取って、何者か分かんないんだけど、定価の8掛けにしたんですね。それで予算組みをしたと。実質上の物品納入の入札がある前に、本会議の議事録を見れば、昨年の暮れにメーカーから取ったということですよ。8掛けにしましたと、それで予算を組みましたと。4月に入って、初旬に指名業者の中から2者を選んでそこから見積りを取ったということだけど、この2者はどこから取ったのか、金額が幾らだったのかは把握されていますか。答えられますか。

○契約課長

参考見積りを取ったところについては、把握はしておりますが、前回の議会の中で話しましたとおり、どこから取ったというところは、開示をしていないということで答弁しております。

○小幡委員

本会議場でも同じような質問が出て、開示していないということですよね。できない理由を教えてください。

○契約課長

参考見積りなど、そういったものを取る際には、市内の指名の業者の中から取るというような形にしておりますが、それはそこの業者の協力を得てやっておるというところから、それは公開しないというような形で決めておりますので、そのような回答をしております。

○小幡委員

よく分かんないんだけど、市内の指名業者の業者さんの協力を今から得ていかないといけないから、余り公表はできないという判断。もう一度ちょっとお願いします。

○契約課長

その市内の業者さんのほうから、参考見積りをいただきますが、もうその後の事業のことも ございますし、そういった参考見積りをどこから取って、その金額がどうだったというのが、 分かるというのが今後の事業に影響があるというところで、開示しないというような形で運用 しております。

○小幡委員

よく分かんないんだけど、このような移動式観覧席がそうそう発注できないと思うんでね。 余り影響ないと思うんだけど、入札も終わっているから、公表しても構わないのではないかな と思って、尋ねたんだけど。その4月の初旬に指名業者の飯塚市の指名業者2者から、相見積 りを取っているんだよね。これは何のために取ったのか教えてください。

○契約課長

何のためと申しますか、執行伺いといいますか、事業を行う際に、その金額を設計をしますけれども、それについては、担当課が参考見積りが必要な場合であれば、参考見積りを取って、その担当課のこの事業を行う上での設計の参考にしますし、それが必要ないということであればなしで、その担当課が設計して、入札のための設計を行うというような形になっておりますので、特にそこの担当課の中での判断であったと考えております。

前もって2者から見積りを取るその必要性とか、その見積りを、相見積りを取って、どのように活用するとか、したのか、しなかったのかも含めて、所管ではないと分からないということね。そうでしょうね。この辺の議事録とかあるのか、ないのかも分からないよね。所管というと、スポーツ振興課でよろしいでしょうか。ちょっとそれだけ教えてください。

○総務部長

本件の事業実施の主体は、スポーツ振興課ですのでスポーツ振興課が、実際のことについて は所管をしております。

○小幡委員

スポーツ振興課ではないとちょっと分かんないと。どうしてその2者を選んだのか選考基準 も分からないね。そこに聞かないとね。了解しました。

契約課にちょっとお尋ねしますけど、所管が4月初旬に、繰り返せば去年の暮れにメーカーから見積りを取った、その8掛けを予算にした。4月に入って、初旬に市内業者の指名業者2者から相見積りを取った。では、契約課としては4月28日に13者を指名しましたよね。そこで公告を出しましたよね。その公告の中というのは、電子メールで送ったということを答弁されていましたけれども、その13者に見積りができるような、移動式観覧席の見積りができるような、入札条件とか、そのものの仕様書等は、その日に初めて13者に送ったんですか。○契約課長

指名業者に通知する際に送っております。

○小幡委員

では、4月28日に送りましたと。通常は指名を受ける業者さんは、指名が来るかどうかも分からないですよね、通常ね。13者に来ましたと。先ほど同じ飯塚市の指名業者2者から相見積りを取っていますよね、所管の課がね。相見積りを取るということは、入札条件とか仕様書を示さないと、相見積りが取れないんだけど、この市内業者2者の名前は公表ができないということだけど、この13者中の中にその2者が含まれているんですか。それは分かりますか。〇契約課長

その指名業者の中に含まれております。

○小幡委員

そうよね。そこから相見積りを取らないと意味ないんだろうけど、その公告を出す入札前に、 入札に参加する13者の中から、先行して2者に入札条件とか仕様書を、事前に公表するとい うことは問題ないんですか。契約課としてどう考えられますか。

○契約課長

物品の入札を執行するに当たって、その入札を成立させると言ったらあれですけれども、適切な額かというところで、担当課のほうがその指名の対象となる業者から、参考として見積りを取っておりますので、問題があるかないかと言われますと、その参考見積りを取ったところについては、ほかの他社よりも少し、例えばその1週間前に取っていれば、1週間早く情報を得ているというところにしておりますが、それが直接その入札の公正さ、公平さに影響しているというふうには、今のところは考えておりません。

○小幡委員

入札制度について話し合っているんでね。今の答弁は、平等性に欠けるでしょう。同じメンバーで入札するに当たって、前もって情報を得るというのは、平等ですか。平等か平等ではないか、ちょっとお願いします。

○契約課長

情報をその参考見積りを行った業者が先に受けているという点においては、同じではないというふうに考えております。

そこをちょっと入札に関して、契約課のほうで1回検討してください。これは平等性に欠けるよ。前もって、そこが先もって情報を知るということね。ほかの知らない業者からすれば、何でそこが先に知っているんだと、何で見積りも取っているんだと。それは期日が決まった日に入札するんだから、やはり1週間でも10日でも早く情報を知っとったら、早く検討できるから平等性に欠けますよ。それを今後続けるかどうか検討してください。次回、いつでもいいけど検討後どうするのか、また物品納入に関して教えてください。ただ、建築工事なんかでも業者を呼ぶ前に情報を先にばらしたら、おかしいでしょう。これはいけないと思いますね。検討をお願いします。

13者中10者が辞退されましたよね。3者が残りましたけど、この相見積りを依頼した2者は、この3者の中の2者なんですか。分かりますか。

○契約課長

それにつきましては、どこの業者というところは、さきの議会でもお答えしておりませんので、お答えができません。

○小幡委員

13者指名した業者から2者先行して相見積りを取っているんだよ。13者の中に入っているんですか、この2者が。でも10者は、辞退しているんだよね。そしたら応札した3者の中かなと自然的には考えるではないですか、相見積りを取った2者がね。相見積りを出して辞退する人はいないでしょう、見積りが出ているんだから。名前は言わなくてもいいけど、辞退した10者の中に入っていたのか、応札した3者の中に入っていたのかぐらいは答えられないかな。どうでしょうか。

○契約課長

参考見積りを取ったところが、応札したかどうかということですけれども、他の件におきましても、参考見積りを出しておっても辞退するということはございますし、今回の観覧席の件については、どこから参考見積りを取ったというのは、お答えはちょっとできません。

○小幡委員

私が聞いたのは、他の事例は聞いていないんだよ。今回13者の中に入っているのか、辞退した10者の中に入っているのか、応札した3者の中に入っているのかというのを聞いているんで。答えられないということだから、分かりましたけど、そういう疑義があるわけね。先もって情報を知って、応札に応じると。そういうことはやめたほうがいいよということ、忠告ですけどね。先ほども言いましたけど、検討してくださいね。

次に、ちょっと仕様書について尋ねたいんだけど、所管が来ていないので、契約課として分かる範囲だけ、ちょっと答えられる範囲だけ答えてください。この移動式観覧席の仕様書、これは何を参考にして作ったのかというのを本会議場で同僚議員が尋ねていますが、そしたらスポーツ振興課のほうで作りました、要は飯塚市のほうで作りました。作ったのは飯塚市で作ったというのは分かるんですよ、飯塚市の入札ですから。何を参考に作ったのかというのは、契約課のほうに分かりますか。

○契約課長

契約課のほうでは分かりません。

○小幡委員

では、その参考仕様書がどこのものかも分からないね。いつできたかも分かりませんね、そこへんはね。またこれは所管に聞くとして、今までの審議の協働環境委員会の資料等も見ていたら、カタログ等がメーカー名でいけば愛知株式会社になっているんだよね。そのメーカーでも構わないんだけど、そこの仕様書の書類要求というのは当委員会でできますでしょうか。委員長、ちょっとお諮りいただきたいんですが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:46 再 開 11:01

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から要求があっております資料は提出できますか。

○契約課長

申し訳ございません。確認ですけれども、どのような資料ということ、仕様書ということでよろしいですか。契約課のほうでは、その資料を現在保有しておりませんので、関係課のほうに確認をしたいと思います。今、保有しておりませんので、今時点でお出しすることはできません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:02

再 開 11:02

委員会を再開いたします。

○契約課長

契約のほうでは資料を保有しておりませんので、関係課に後日、確認をしたいと思います。

○小幡委員

後日確認して、契約課が今要求した仕様書を出せるとなった場合は、委員長、その結果、委員 会のほうに資料要求していただきたいんですけれども。お取り計らいよろしくお願いいたします。 〇委員長

後日でいいでしょう。出せるということが分かりましたらそのときに諮りたいと思います。ま だ出るかどうか分からんから、出せるということになったらそのときに。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03 再 開 11:04

委員会を再開いたします。

○小幡委員

所管のほうに確認をお願いいたします。続けて全国の移動式観覧席メーカーは本会議場で所管の課長が4者あると、聞かれたでしょう。4者あるということを言っていたけど、それは契約課としても間違いないですか。本会議場でそう言った。

○契約課長

4者、どの4者というのは契約では把握しておりません。

○小幡委員

契約課では把握していないと、所管は把握していると思うんだね。全国に移動式観覧席を取り扱っているメーカーが4者ほどあるということだったんですね。今回仕様書が出るか出ないか分かんないんだけど、メーカーの仕様書を恐らく基本に飯塚市が仕様書を作成しているんですね。その仕様書を契約課の仮契約の契約書類の中にも添付してあると思いますけどね。それは契約課も見られていると思います。その中で所管の課長は、この仕様書はあるメーカーを特定するものではないのかという質問に対して、いや、メーカーを特定する仕様書にはなっていないと。よそからも十分この仕様書で他メーカー、4者とすれば他3者から同じ仕様書で、同じ物が納入できるはずだということを言っているんですね。それは、そのとおりなのかというのが、契約課では分からないかな。分かれば教えてください。

○契約課長

契約課のほうでは分かりません。

○小幡委員

ちょっと私も不思議に思っているのは、4者中1者の仕様書を基本に作ったと仮定すればほかの3者の仕様書と異なるわけですよ。ほかの3者が1者の特定の仕様書をまねて製品が作れるとは到底思えないんだよね。それにもかかわらず、特定のメーカーを示す仕様書になっていないという答弁だったので、どうなのかなと思って尋ねてみました。だから本当は、その仕様書でできるという根拠を示していただきたかったんだけど、またそのほか3者に、この仕様書で、飯塚市に納入できますかとかいうことをほかの3者にも尋ねられたのか、確認されたのかも聞きたかったんだけど、契約課では分からないと思うので、次に行きたいと思います。

今度、契約課のほうで、13者指名して10者が辞退しました。3者が応札にかかりましたよね。それは分かっているよね。その3者についてちょっとお尋ねしたいんだけど、3者中1者、株式会社福岡ソフトウェアセンターが応札しましたよね。質疑の中で、今度の移動式観覧席の発注者である市長が、福岡ソフトウェアセンターの取締役であるんですよね。発注者である市長が取締役副会長を務める会社に入札参加させることについては、契約課としては問題ないと考えるのか、問題があると考えるのか、お答え願いたいと思います。

○契約課長

指名登録を業者がする中で、そのような条件を設けておりませんので、今回の入札に参加する ことについて問題があるというふうには考えておりません。

○小幡委員

契約課としては、応札された3者のうちの福岡ソフトウェアセンターは、問題ないという認識ですよね、今ね。課長の答弁ではなかったんだけど、所管の課長の答弁はたしかこの福岡ソフトウェアセンター、発注者の市長が取締役副会長を務める会社に応札、参加入札させたんだけど問題ないと、法律上も問題ないと。その理由としては代表取締役ではないので問題ないと言ったんだよね。でも代表取締役のほかに取締役は、十数名おってあるんですよね。取締役会議というのも普通あるでしょう。代表権をお持ちの取締役は、権限を全て有するかというと、株式上そうではないんですよね。株式総会にかけて、諮って、初めて決まるんですよね。イコールその決定権の中に取締役である市長も含まれるんだよね、通常ね。

市長が在籍している会社が、法律上問題ないということなんだけど、倫理上も問題ないのかという観点から応札、入札させるのは問題ないとはおっしゃっていますが、なぜかと言うと代表取締役社長は確かにおるよ。でもその人は元飯塚市の部長さんでしょう。片や市長がおるんだよ、取締役に。一般的には元部下がおるというような構図になっているんですよね。ですから地位とか立場上、やはり代表取締役社長とは、肩書があっても、上司である市長がおる会社で代表権があるからというのをちょっと、んっと思うんですね。

そういう中で飯塚市には政治倫理条例というのがありますよね。法律上問題ないでも、私は倫理上問題があるのではないかと思っているんだけど、飯塚市政治倫理条例の第1条の目的を紹介できますか。東部長のところでは分からないのか。飯塚市の政治倫理条例を開いてごらんよ。

○総務部長

飯塚市政治倫理条例の目的を読みます。第1条、この条例は市政が、市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、企業管理者、教育長及び市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市への影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任にこたえ、併せて市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするとあります。

○小幡委員

部長、ありがとうございます。そのとおりだよね。市長や三役、四役、議員たちがその地位を

利用して介入しちゃいかんということよね、単純な話。プレッシャーを与えちゃいけないと。そういう中で定義上、市とは何かと、そういう第三セクター、出資した会社も含むとなっているんですよ。福岡ソフトウェアセンターはIT特区を活かした三セクの会社ですよね。ここの出資金というのは、契約課のほうで分かりますか。

○契約課長

今、正確な数字は分かりません。

○小幡委員

ごめんなさい、資本金が10億円以上あるんだね。その中に、本市は幾ら出資しているのか分かりますか。

○契約課長

契約課では、今現在分かりません。

○小幡委員

出席の部長も分からない。副市長も分からない、分からない。ちょっと調べとってください。 三セクだから飯塚市が出資しているんですよ。ということは、三セクも政治倫理上で言えば、飯 塚市とみなすんですね。そこに立場を利用したプレッシャーを与えてはいけないという観点から 市長は、実質上プレッシャーを与えたとは言わないよ。でもそういう地位の人がおる以上は、倫 理上いかがなものかというのも、ちょっと入札制度について、契約課のほうで再度こういった三 セクの会社を、入札参加させるのが問題ないのか検討してください。

過去に8千万円弱のこういった子ども向けのタブレットもこの会社が納入しましたよね、落札 しましたよね。それだって市長が発注して、そこが取って、タブレットを子どもたちに配ったん だよ。七千数百万円だからね。それもちょっと手前みそ的な話ではないかなと思いますので検討 のほうをよろしくお願いします。

委員長、続けていきます。 3 者中 2 者目、株式会社 S ・ Y という会社も応札されております。 これは飯塚市への納入実績がゼロでしたね。納入実績がなくとも入札参加は可能なのでしょうか。 〇契約課長

可能でございます。

○小幡委員

この株式会社S・Yがこれは7年前かな、本市の物品納入の指名申請を行っておりますけれども、当時課長が指名申請時はその事務所の訪問調査をするということを言っておられましたが、この株式会社S・Yの実態調査が行われましたか。

○契約課長

市の指名登録の申請を行った、初回のときに事務所の調査に行っております。

○小幡委員

行かれたということですが、課長本人が行かれた、それとも担当が行ったのか、どちらですか。 ○契約課長

課長が行ったのかどうかは、今ちょっと分かりません。私がということでしょうか。申し訳ございません。過去のことだったので申し訳ございません。私は行っておりません。

○小幡委員

7年前だからね、担当ではない限り行っていないと思うので。今現に答弁されている課長は正確に御存じかどうか分からないんだけど、その実態調査に行かれたときにこの会社の所在地、事務所が議員の自宅の住所と同じだったということは、今課長は把握されていますか。

○契約課長

把握しておりません。

○小幡委員

本会議の質問の中で出ているんですよ。この会社と関連の議員さんが同じ住所と。あるいはそ

の議員の自宅が事務所ではないかという疑義が生じているんですね。それはそれで、実態調査が 自宅に行かれて、オーケーだったのかというのは、また聞きたいと思うんだけど、私も聞いたん だけど、この株式会社S・Yは資本金2千万円なんですよね。代表者は、坂平由美さん、イコー ルS・Yという坂平由美さんという形にはなっているんだけど、株式会社であって、持ち株比率 を調べますと資本金2千万円のうちの52%、半分以上を保有しているのが当飯塚市の市議会議 員さんなんだけど、そういう実質的支配者である議員が実態の会社の、オーナーである会社が、 こういう入札に参加することに対しては問題ないのかどうか。契約課のほうでは、どのように考 えられておりますか。

○契約課長

各指名登録業者の持ち株であるとか、出資の比率について契約課のほうで把握しておりません ので、それがどうというのは、ちょっとお答えができかねる状況です。

○小幡委員

今の答弁は、持ち株比率を把握していないから、お答えができないと。今、言っているのは、 半数以上の株を保有した人が、代表者ではない場合は、もしくは保有している人が、先ほど飯塚 市の政治倫理条例に引っかかるようなメンバー、市長とか議員とか、その場合も入札に参加する ことには問題あるのか、ないのかを聞いているんだよ。半分以上を持っていた場合に問題があり ます、なかった。現状を把握している、していないは別にして、そういった場合はどのように判 断されますか。

○契約課長

飯塚市の指名競争入札の参加資格要件の中に、そのような持ち株比率がどうあったら参加できないというような要件を定めておりませんので、それに応じて登録されている業者であれば、参加が可能であると考えております。

○小幡委員

可能でありますということは、私はおかしいと思うんだよね。今後、入札制度だから、物品納 入の株式の保有チェックをやるべきではないかと思うんだけど、その考えはありませんか。

○契約課長

現時点でどのようにするというのは、ちょっと調査研究をさせていただきたいと思います。

○小幡委員

この場で返事は難しいと思うので、契約課として1回検討してください。だって、私が会社をつくっていいんでしょう。それで私の女房なり、子どもの名義で会社をつくって、でも大半の株を私が保有していると。それでも問題ないよと言ったら、みんなつくれて、物品納入の申請ができるではない。それを全部許すのか、ちょっと問題があるのか。そこのところよく検討してください。

3番目の、落札したグッドイナフさんについてお尋ねします。このグッドイナフ株式会社、今回7843万円で移動式観覧席を落札されました。もう本契約は終わったと思うんだけど、当時従業員が1人ということで、申請されていたんだけど、本会議場で今も従業員1人なのかどうかということを尋ねられておりましたけど、その確認は取れましたか。

○契約課長

確認はしておりません。

○小幡委員

なぜ確認しないのか、理由を教えてください。

○契約課長

従業員の数が1名であれば、その契約ができないとか、そういった決まりがございませんので、 それを調査する必要はないと考えております。

○小幡委員

では、申請時に従業員数をなぜ求めているんですか。

○契約課長

それにつきましては、会社の規模などの参考として、様式の中に定めておりますが、それについて入札に参加する要件というふうにはなっておりません。

○小幡委員

申請時に従業員がゼロでも要件を満たすということでいいんですね。

○契約課長

従業員だけではなくて、例えばその代表者が1人だけというような会社も当然ございますので、 それで参加ができないということはございません。

○小幡委員

ということは従業員ゼロでも飯塚市の納品の物品で、指名をお願いする場合は、ペーパー会社 とはみなさないということやね。社長1人で、従業員ゼロでもオーケーだということですね、再 度確認します。

○契約課長

ペーパー会社という、その分については最初の登録のときに、事務所の調査などを行っていますので、それが従業員がいないからといって、ペーパー会社ということは、判断をしておりません。

○小幡委員

いいことを聞いたんだけど、何か事務所を持って、電話を置いて、ちょっとパソコン置いて、 私1人だよでも、入札参加できるということをおっしゃっているんですか。

○契約課長

会社としてあって、入札の参加資格の要件を満たしておれば、参加が可能というふうに考えて おります。

○小幡委員

ここでは、やぶ蛇になるので、あまり聞かないけど、法人という定義をよく調べたほうがいい と思う。

ちょっと別の質問になりますけど、仕様書について幾つか聞きたいんだけど、分かる範囲でいいですから、教えてください。今回の移動式観覧席の仕様書は、仮契約書にもついておりますよね。契約課としては、仕様書についてはある程度把握されていると思うんだけど、最後に仮契約書の後ろに、13者のうちから今回の移動式観覧席の入札において、質疑事項、仕様書に対する質疑事項が仮契約書のほうにもついていますけれども、その中にちょっとピックアップすれば、この仕様で見積り金額を出してくださいと。この仕様は、特定する仕様ではないと。どこでもいいよと、メーカー的にはね。この仕様に合致しとけばいいよという前提の下、入札されているんですけどね。

質疑事項に観覧席の重量、総重量に対する質疑があっているんですよ。重量が他メーカーが、 仕様書では重量が二千何百キログラムと、それに対してプラマイ3%の増減、重くなったり、軽くなったりすればオーケーよとなっているんですね。それを8%に変えてもらえませんかという質疑が上がっているんですよ。要は5%アップしても、問題ないのではないでしょうか、もしくは、5%軽くなっても、問題ないのではないでしょうかという質疑なんだけど、質疑に対して、荷重の設計上変更できませんとなっているんですね。荷重の設計上、駄目だと言っているんですよ。では3%から8%に重さが増えちゃったら駄目よと、5%アップしたら駄目よということは、本体の総重量と84人が座ったときの積載時の総重量、エレベーターもそうですよね、本体の重さと、仮に10人乗れば10人乗ったときの総重量というのがあるんだけど、これを統一して5%、3%プラマイゼロとするので、5%アップは駄目という答えを出しているんだけど、なぜそういう答えになったのかは契約課のほうで分かりますか。

○契約課長

契約課のほうでは分かりません。

○小幡委員

これも所管でないと分かんないですよね、質疑の回答は所管のスポーツ振興課のほうが回答したんですか、そこを教えてください。

○契約課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

分かりました。何で8%が駄目なのか私は分かんないんですよ。仮に5%アップしたら、こう なっているのね。傍聴席の方もおられるので簡単に言いますね。84席使われるんですよ、 84人。総重量は1人当たり65キログラムの体重の人が、84人座った場合の重さを表してい るんですよ。5%アップしたら駄目といっているんですね。床の荷重上無理だと。その5%が何 キログラムになるのかというと5キログラム。65キログラムの人が84人座るとします。 70キログラムの人が84人座ると駄目と言っているです。分かる。3%までにしなさいという ことは、約3キログラム。65キログラムの人で計算しているので、68キログラムの人が 84人座ってもオーケーと。でももう70キログラムの人が84人座ったら駄目というような計 算になるんです。そんなのってあり得るかなと思うんでね。何でこれを3%から5%に増やした 8%にしたら構造上、設計上、駄目だという理由が分からない。要は、設計のほうだから契約課 は分かんないんだろうけど、許容範囲というのがあって、最大積載量、要は総重量は、何トンま で床がもつかという計算が建築基準法上であんだけど。通常のこういうフロアでも、平米当たり 300キログラムもたないといけない。1メートル真四角に300キログラム乗っても大丈夫と いうような計算が、建築基準法上で決められているんですよ、通常の事務所とか、もしくは体育 館も同じだと思うよ。そこにたった1人3キログラムをオーバーしたら、もうアウトというのが あり得ない。所管に1回確認してください。契約課はそれを言い方が悪いけど、うのみにして仮 契約書に張りつけているんだからね、その議事録の回答を。だから本来は、回答書一つ一つ聞き たいんだけど、所管が来ていないので分からないということですから、この程度にしておきまし

質疑応答には、色だけ、色だけを合わせてくれれば変更可能と。でもあとは駄目よと。部材の大きさは全てアウトという回答しているの。その中で、よその他メーカーのやつも持ってきていいよということは、あり得ない。ですから、先ほど想定されたメーカーの仕様書を資料要求したんですけれども。

もともとですけど、これは副市長に尋ねたいんだけど、行政としては、1円でも税金を無駄に せず、有効な効率的な、しっかりとした品物を納入する義務がありますよね。1円でも安くね、 税金だから。そうした場合に、直接メーカーから飯塚市が買うことはできなかったんですか。本 体工事から外して、物品納入だから飯塚市が直接購入すると。できるか、できないか、お教え願 いたいと思います。

○久世副市長

今の質問委員のおっしゃいますとおり、私どもは最小限のコストで最大限の効果を上げると、これを第一義に、常に入札制度のほうには運用はいたしております。ただその中で、これも質問委員が御存じのように、私どもにとりましては地元業者の保護・育成という責務もございます。ですのでこういった備品等を購入する場合に、市内業者のほうでいわゆる購入し、市のほうに納品することが可能でありますならば、市内業者さんを指名して納入をして、行っておるところでございます。

○小幡委員

ありがとうございます。私の個人的な考えなんだけど今副市長の考えはもっともだと思うんで

すよ。でもケースバイケースというのがあって、体育館の当初我々に説明した当初予算から 10億円以上もオーバーしているんだよね。そういった現状において、まだ高く買う必要は私は ないと思うんですよ。ですからそういう反省を含めた場合、安く買えるやつを安く、極力予算内 に収めようとする努力も必要だと思うんですよ。通常的な考えを、どういったあらゆる場面でも 通すというのは、いかがなものかと思いますので、物品納入に関しても、今後そういった厳しい 場合は直接購入もあるんだから、そういう検討もお願いしたいと思います。

質問の半分以上がちょっと答えられない状況だったので、また別の機会に質問は続けたいと思いますので、先ほどの資料要求、この件だけ委員長によろしくお願いいたしまして、今日はこの程度で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「情報発信について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。 〇情報管理課長

前回の委員会にて、LINEのセグメント方式による情報配信や、市民からの通報による情報 収集に係る導入費用や、ランニングコストについての資料要求があっておりました。前回提出し た資料の全サービスにつきまして、年間費用及び支払いを伴うものにつきましては、決済手数料 等も調査しておりますので、併せて報告させていただきます。なお導入費用、ランニングコスト、 それぞれの費用の資料要求ではありましたが、サービスによっては、ランニングコストのみで、 導入費用が不要なサービスもございましたので、年間費用とさせていただいております。

それでは表のほうを御覧ください。サービス名とその概要、年間費用、手数料を記載しております。まず①について、粗大ごみの収集を申込みから手数料の支払いまで、LINEで行うものとなります。年間概算費用は190万円から200万円程度となっております。また支払いに伴う決済手数料が3%から4%、取引手数料が1件当たり11円となっております。

次に②、③、④についてです。LINEのセグメント方式によるサービスで、ユーザーの興味、関心に合わせたメッセージ送信を可能とする仕組みでございます。ごみの収集日のお知らせなどがあります。これについてはセグメント方式導入一式で、年間概算費用は130万円から140万円程度となっております。

次に、⑤についてです。市民からの道路や公園遊具の破損の通報につきまして、LINEで写真、位置情報などの必要情報を収集し、職員が対応に着手する仕組みでございます。年間概算費用は、90万円から100万円程度となっております。

最後、⑥についてです。住民票の写しの交付を申込みから手数料の支払いまで、LINEで行うものでございます。年間概算費用は260万円から270万円程度。支払いに伴う決済手数料が3%から4%、取引手数料が1件当たり11円となっております。下段の米印に記載しておりますが、①と⑥を合わせて導入する場合は、⑥の260万円から270万円の費用のみとなります。

なお、サービスの概要の補足資料として、2ページ目では、表中②のセグメント方式について、 資料をつけております。3ページ目では、表中③のごみ収集の定期配信サービスの資料、4ペー ジ目では、表中⑤の通報機能についての資料を添付しております。

2ページ目のセグメント方式につきましては、ユーザーの興味、関心や年代、地域などを事前にアンケート形式で収集いたしまして、必要な情報のみに絞り込んでメッセージ配信することとなります。以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許しま す。質疑はありませんか。

○深町委員

資料の提出、ありがとうございます。前回の委員会において先ほど説明がありました、LIN Eを活用した事例について庁内のSNS等利活用専門部会において、当市が抱える問題や他市の事例について、調査研究を行うということでしたが、その意見等を教えていただけますか。

○情報管理課長

現在の情報配信の問題点といたしましては、先ほど言っておりますけど同様の情報を一斉に流し、受け手目線での情報発信ができていないこと、または配信のみの機能で各種手続がLINEで完結することができないなどの問題があるということでありました。また、フォロワー数が伸び悩んでいることも問題となります。また、他市事例への意見につきましては、道路等の異常報告ができる機能は便利だ、交流センターだより等の地域ごとに配信できることは非常に有用であるとの意見があっておりました。

○深町委員

LINEのフォロワー数が、伸び悩んでいるということですが、他市比較ですね、他市との比較、フォロワー数は多いのか、どうなのか、少ないのでしょうか、ちょっとお願いします。

○情報管理課長

県下でLINEを導入している25市の中で、人口比で比較しますと、飯塚市は19番目で7. 9%となっております。1番目は福岡市で113%、次に春日市が54%となっておりまして、 決してフォロワー数が多いとは言えない状況でございます。

○深町委員

福岡市と春日市と比較して、LINE数が少ないんですが、伸び悩んでいる原因としては、どういうものが考えられるのか、教えてください。

○情報管理課長

複数の要因が考えられるところですが、まずプッシュ方式による情報送信方法が挙げられます。 具体的には、子どもさんのいない世帯にも子どもに関わる情報、若い年齢の方に高齢者の情報が 送信されているという現状で、受け手にとっては必要のない情報が送信されていることから、フ ォロワー目線での発信になっていないことが要因と思われます。

また、今回紹介した粗大ごみの収集事例は、福岡市のものになりますけれども、LINEで行政手続ができない点も伸び悩みの要因と考えております。

また、フォロワー数獲得のための積極的なプロモーション活動を行っていないことも、要因の 一つであると分析をしております。

現在は、受け手からのアクションによる友達追加が主なフォロワー追加方法となっております。 今後は、積極的なフォロワー獲得、広報手段を講じる必要があるとの認識でございます。

○深町委員

先ほどの答弁から、LINEサービスを充実させていくということが、フォロワー数の増加につながっていくということだと思いますが、そこで、資料の①から⑥のサービスについて、今後の導入に向けての考え方の質問をお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○情報管理課長

SNS等利活用専門部会でも意見がございましたが、②から④のセグメント方式の配信及び、 ⑤の道路遊具等の破損報告については、有用とのことでしたので、関係課と導入に向けての意見 聴取を行いたいと考えております。①の粗大ごみ収集と⑥の住民票の写しの交付につきましては、 個人情報を伴うサービスとなりますので、まずは、セキュリティーが確保されたシステムである かなどの調査が必要との考えでございます。

○深町委員

最後に今回紹介していただきましたLINEを活用した事例以外にも、LINEを活用した事例があれば、教えてください。

○情報管理課長

他の事例としましては、健診や相談、イベントなどの予約をLINEで行うことができるものです。住所、氏名などの必要事項を入力しまして、カレンダーにて希望日を選択し、申込みを行う仕組みでございます。予約日の確認やキャンセル、予約日前日などの設定した日に、リマインドメッセージを送信することも可能となっております。

○深町委員

資料要求を次回のときで構いませんので、お願いしたいんですけど、予約機能の具体的な使用 方法等が分かる資料を、次回の委員会でお願いしたいというふうに思いますので、委員長におい て取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま深町委員から要求があっております資料は提出できますか。

○情報管理課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま深町委員から要求がありました資料については、要求することに ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で執行部に資料の提出を求めます。ほかに 質疑はありませんか。

○秀村委員

すみません、1点だけ確認させてください。手数料をLINEPayまたはクレジットカードで支払いすることができると書いてありますがQR決済はLINEPayのみですか。

○情報管理課長

このサービスについては、QRコードはLINEPayのみとなっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

LINE活用の費用概算について、今説明してもらったんだけど、ちょっと 2 点ほどか分かんないので教えてください。粗大ごみを出したいので、粗大ごみの申請をして手数料を払うと。今、秀村委員が言われたように、LINEPayで決済ができるということで、便利は便利なんだけど、これを行うに当たっては年間費用が 190 万円から 200 万円ぐらいかかるよということになっていますよね。これを飯塚市が実行した場合、件数に関係なくやはりこの 190 万円から 200 万円からるんですか。それと、この手数料の決済が 3% から 4%、取引が 11 円、 1 件当たり。これもう一度、何の数字なのか説明お願いします。

○情報管理課長

まずは、件数に関係なくこの費用はかかります。 1点目の答えです。 2点目につきましては、 決済手数料というのは、LINEPayでの決済手数料と、クレジットカードの決済手数料がありますので、それが 3%から 4%内であるということです。取引についてはクレジットカードの 取引手数料が 1件当たり税込み 1 1円かかる仕組みとなっております。

○小幡委員

1件当たりの手数料が11円ほどかかるというのがありますね。それは申込みを、それは私にかかる、それとも飯塚市にかかるの。

○情報管理課長

飯塚市でございます。

○小幡委員

年間費用のこれは件数にかかわらず、お金がかかりますよね、200万円ぐらい。手数料は件数に応じてこれぐらいのお金がかかるということは、別途プラス、これだけのお金が要るということですよね。

○情報管理課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

もう1点だけ、6番目の住民票の写しの交付とありますよね。LINEで住民票の写しの申請ができるのは、確かに便利でしょう。今コンビニ等でも申請ができますが、今回LINEで住民票の写しをもらおうと思ったとき、年間費用が260万円から270万円かかるということだけど、件数に関係なくでしょうけど。申請しますよね、物はどうするの、送ってくるの。そこを教えてください。

○情報管理課長

証明書は郵送で手元に届きます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

本件については、引き続き調査をしていくということで本日はこの程度にとどめたいと思います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。